

佳作

徴用工問題の真実

まつき 松木 くにとし 國俊 68歳

朝鮮近現代史研究所 所長

哀れをさそう「徴用工の像」

二〇一八年三月末、ソウルを訪れた私は、ターミナル駅である龍山駅の入り口に建てられた「徴用工の像」の前で釘づけとなった。骨と皮になり、足もとは岩石で埋まった男がツルハシを片手に虚空を見上げる姿が痛々しく、哀れを誘っている。

像の周りにはブロックを積み上げた碑がいくつもあり、ブロックの一つ一つに「日本は強制徴用の歴史を認定し公式に謝罪しろ」「忘れません行動します」などの文言が刻まれている。徴用先で亡くなったという夫の遺影を抱いた老婆のレリーフもある。

その中でも一番大きな碑には次のような「決意」が書かれていた。

「日帝強占期（日本統治時代の意味）多くの朝鮮人労働者たちがここ龍山駅に強制的に連行されてきた。龍山駅に連れてこられた彼らは日本国内はもちろんサハリン（樺太）、南洋群島、クリル列島（千島列島）などの鉱山、軍需工場、土木工事現場に連れて行かれ、人間としては想像もできない劣悪な環境の下で搾取された。彼らが最後に故郷の地を離れたここ龍山駅に「強制徴用労働者像」を建立し、我々の辛い歴史を忘れないようにしたいと思う。悔しさの中で犠牲になった朝鮮人労働者の

「恨み」を我々の手で解きほぐしてやろうと思う」（カッコ内は筆者）
これらを毎日何万人という老若男女が横目で見ながら通り過ぎていくのだ。彼らの心には、日本への「憎悪」が日々蓄積しているに違いない。今や韓国では「徴用工への虐待」が「慰安婦強制連行」と共に「永遠に記憶すべき日本の悪行」とされていることを、私は現地でも思い知ることになった。

相次ぐ日本企業への賠償命令

一九九〇年代の初めより、元徴用工やその遺族と名乗る人々が「元徴用工に対する補償問題は未解決」として日本政府や企業に損害賠償などを求める裁判を、日本国内で次々と起こしている。しかし一連の裁判は二〇〇七年四月に日本の最高裁判所が「日韓請求権並びに経済協力協定」を根拠に「個人の請求権は行使できない」との判断を下したために、この問題にはすでに決着がついたと見られていた。

ところが原告たちは、その後係争の舞台を韓国内の裁判所に移して、再び訴訟を提起した。地裁・高裁では敗訴を続けたが、二〇一二年五月に韓国の最高裁判所は、「個人の請求権は有効」との判断を下し、原告敗訴の原判決を破棄して事件を高裁に差し戻した。この最高裁判断による差し戻し控訴審の判決で、ソウル高裁と釜山高裁は二〇一三年七月、それぞれ新日鉄（現・新日鉄住金）と三菱重工に対し戦時徴用者への損害賠償を命じている。

これで元徴用工やその遺族とされる人々、さらにその支援団体が一挙に勢いづき、二〇一三年一月に三菱重工、住友重工業、さらに昭和電工の三社を相手取って、二五二人がソウル中央地裁に損害賠償請求訴訟を起こした。それ以降も日本企業相手の訴訟は増え続け、二〇一七年八月一八日現在で、少なくとも一四件の訴訟が発生しており、そのうち一二件で原告が勝訴し、現在最高裁で係争中である。

日本戦犯企業糾弾の拠点「国立日帝強制動員歴史館」

二〇一八年四月三日、私は釜山市南区にある「国立日帝強制動員歴史館」を訪れた。ここは「日本によって行われた強制動員の惨状を国民に広く知らしめる」という目的をもって建てられた国立の施設であり、一万二千六十二平方メートルという広大な土地に、日本円で五〇億円をかけて建設され、二〇一五年末に完成している。

館内には微用工関連の写真や資料が多数展示され、朝鮮人労働者を日本人が虐待する場面をアニメや蠟人形などを用いて再現し、韓国人の日本への恐怖と憎悪を掻き立てている。

順路の終わり近くには「『隠れた加害者』強制動員現存企業」というひととき大きなコーナーがあり、説明パネルは次のように訴えていた。

「強制動員の加害勢力には日本の国家権力ばかりでなく、日本の企業も加わっている。彼等は企業利益を上げるために日本の国家権力以上に人力収奪に積極的だった。中小企業の水準にあった日本の企業は人力と原資材確保、賃金統制、安定的な納品価格確保、インフラ提供など、当局が提供する条件を活用して莫大な利益を上げ、大企業へ成長した。該当企業の発展の礎石は、正に強制動員された朝鮮人の血と汗であった。これらの企業は日本政府と軍部の庇護の下に強圧的に労働力を搾取し、未成年者を連れ去るなど、不法行為を行いながら労働災害に対する最小限の義務も履行しなかった」

その場に設置されたテレビの画面には、韓国側が「戦犯」と認識している企業の名前が次々に映し出され、合計二六六社の名前が浮かび上がった（これ以外に二つほど不明瞭な記載あり）。

このコーナーでは、これまで元微用工が起こした日本企業相手の裁判の過程が事細かにパネルに記載されており、「国立日帝強制動員歴史館」が「戦犯企業」を糾弾し、日本側に補償を要求するための、韓国側における一大拠点であることを物語っていた。

原告が勝てば日本企業の資産を「差し押さえ」

最高裁判所もことの重大性に気付いているのか、これまで四年以上に亘って微用工関連訴訟の審理を保留してきた。しかしいつまでも放っておくことはできない。韓国メディアによれば、二〇一八年七月二十七日に、本件の審理を開始する旨を最高裁判所が明らかにしたという。

「個人の請求権は有効」と一度判断した最高裁判所が、それを撤回することは極めて困難であり、原告を支援する国民の声も高まる一方である。従って最高裁判所の最終判決は「日本側敗訴」となる公算が大きいと見なければならぬ。

日本側の最終敗訴が確定すれば、「国立日帝強制動員歴史館」にリストアップされた二六六社のすべてが訴訟の対象となりかねない。その場合の訴訟総額は二兆円に上ると見られている。

もし賠償命令が出て被告側がこれを拒否すれば、対象である日本企業の在韓資産が差し押さえられる恐れがある。さらに原告側の弁護士には、ドイツ企業を相手取った戦後賠償裁判を担当した米国人弁護士もおり、韓国で勝訴すれば被告企業の米国内資産も差し押さえることが出来るよう、米国内で法手続きを進めることを明らかにしている。

それだけではない。韓国の最高裁判所が「個人の請求権は有効」と判断した最大の根拠は「日本による朝鮮統治そのものが不法な侵略であった」というものだ。戦後の李承晩政権による歴史の改竄とその後の反日教育によって、このような歴史観が今や韓国民の間に完全に定着しており、最高裁判所ですらそのような「民意」に縛られているのが実態である。

最高裁判所が最終的に「日本は不法に韓国を支配した」という司法判断によって日本企業に賠償を命じることになれば、微用工問題や慰安婦問題どころか、日本統治下のあらゆる出来事が対日訴訟の対象になり得ることになる。そうなれば日韓関係は完全に破綻し、日本列島全体がパニックになるだろう。微用工裁判の本当の恐ろしさがそこにあるのだ。

朝鮮半島からの労働者移入は全て合法だった

歴史を大局的にみれば、「日本による統治は不法な植民地支配」と

いう韓国の最高裁判所の見解は明らかに誤りである。「日韓併合」はイギリスとスコットランドの統合と同じ「国家併合」であり、当時の国内法及び国際法に基づき、両国が合意の上で「併合」が実現したのだ。これによって朝鮮の人々にも日本の法律が適用され、彼らに日本国民としての権利と義務が生じたというのが真の姿である。

因みに、日本は朝鮮半島近代化のために統治期間を通して現在の金額で六三兆円に上る支援を行っており、「植民地支配による収奪」どころか、日本側の大幅な持ち出しであった。

朝鮮半島からの労働者集団移入を時系列的に見れば「自由募集」「官斡旋」「徴用」の三段階があるが、いずれも「日本国民」を対象とする合法的な処置であって、朝鮮半島出身者を差別的に取り扱ったものではない。

では韓国側が「強制連行」と呼ぶこれら集団移入の実態をその段階別に明らかにしよう。

・「自由募集」(朝鮮での労働者募集を解禁)

昭和十二年(一九三七年)に支那事変(日中戦争)が勃発して以来、多くの壮健な日本人男性が召集されて戦地に向かったために、国内の工場や鉱山や建設現場では、深刻な人手不足が発生した。その対策として昭和十三年(一九三八年)に国家総動員法が制定され、この法令に基づいて昭和十四年(一九三九年)に国民徴用令が発令された。徴用の「令状」を受け取ったものは「応徴士」として国が指示する職場に移動することが日本国民の義務となったのである。

しかしながらこの時点では、朝鮮半島は対象外とされており、その代わり朝鮮半島からの労働者移入を容易にするために「自由募集」という制度が作られた。

「自由募集制度」は昭和十四年(一九三九年)九月に開始されたが、その主旨は「募集手続きに従った内地渡航については、従来の煩雑な個別の渡航手続きを免除する」というものであった。これによって渡航手続きは事業主側でまとめて行い、個人で複雑な手続きをする必要はなくな

なった。

この制度に基づいて、内地の事業主は、厚生省の認可を受けて朝鮮半島に募集員を派遣し、朝鮮総督府が指定する地域で、割り当ててもらった数の労働者を募集した。

ところがこの「自由募集」は事業所が主に炭鉱や鉱山であり、早稲だった慶尚北道では大勢の希望者が押しかけたものの、他の地方では経験のない農民からの応募は少なく、人手不足を解消できるだけの人数を募集することが出来なかった。結果的に昭和十六年(一九四一年)までの三年間、動員計画二十五万五千人に対して、募集で日本にやって来たのは十四万七千人(厚生省統計)に過ぎず、達成率は五八%に留まった。

・「官斡旋」(行政を通じた募集)

そこで「自由募集」に代わって昭和十七年(一九四二年)から「官斡旋」という方式で募集することとなった。これは企業主が朝鮮総督府に対して、必要人員の募集許可申請を行い、総督府が許可した人数を道(日本の県に相当)毎に割り当て、道は郡、府を通して邑・面(村)に人員の割り当てを行うもので、行政を通して労働者を募集するという方式である。

韓国では「官斡旋」については朝鮮総督府が割り当て人数を決め、末端では面長(村長)などの圧力があり、制度的にも「強制」だったと主張している。

確かに「官斡旋」で人数を割り当てられ、成績を上げるために、中には強圧的な態度を取った朝鮮人担当者がいた可能性は否定できない。しかし「官斡旋」も「自由募集」と同じく応募するかどうかは本人の自由であり、制度自体に全く強制力はなく、応募しなくても何の罰則もなかった。

・「徴用」(国民の義務)

「官斡旋」は昭和十九年(一九四四年)九月から「徴用」に代わった。戦争が激しさを増し、内地ではいよいよ人が足らなくなったために、こ

れまで猶予していた朝鮮半島の男性にも、同じ日本国民として、徴用に応じてもらうことにしたものである。

朝鮮半島の人々に適用するに当たって、当時の小磯国昭総督や阿部信行総督は、徴用工として日本企業で働くことで朝鮮人が技術を身に付け、それを将来の朝鮮の発展に役立てることを切望し、自ら陣頭に立って受け入れ側に万全の体制を求めている。

徴用先も労務管理の整備された事業所に限られ、給与もきっちり法律で決め、留守家族に対しては収入減を補償した。そのことは大蔵省管理局名で戦後発行された『日本人の海外活動に関する歴史的考察』第五巻朝鮮篇4（小林英夫監修 ゆまに書房）にある次のような記述からも明らかである。

「阿部総督（小磯総督の後任者）は着任するや労務問題の重大性に着目して昭和十九年度鉱工間に勤労部を設け動員援護の二課を置いて援護の徹底を期すると共に朝鮮労務援護会を創設して本人に対する慰問はもちろん家族の援護に遺憾なきを期するため相当経費を国庫補助として計上すると共に、事業主に於いても相当負担を為さしめて、これを賃金の家族送金、賃金差額補助金、別居手当家族手当等の名目の下に各家族あて送金しその生活を保護した。尚留守家族に対しては各種物資に優先配給は勿論、愛国班を中心とする隣保補助の風を助長して援護の完璧を期した。殊に本件に付いては十九年度の対内地緊急産業への労務送出に当たっては「勤労管理に更に留意すると共に残留家族の婦女援護に力むること、之がため事業主より一定額の定着手当及び家族慰労金を支給すること」を確約せしめた」（カッコ内は著者）

このように当時、朝鮮の人々を徴用するにあたっては、腫物に触るように気を使っていたのだ。

「徴用」は本来すべての日本国民に課された法的義務であり、徴用されれば炭坑でもどこでも行かねばならない。日本国民だった朝鮮人男性に適応されることに何の不自然さもなく、当時の国際法に照らしても何

ら問題はない。「徴用」を強制連行と言うなら、内地で徴用された日本人もすべて「強制連行」されたことになるだろう。

しかし、朝鮮においては厳罰主義を避けたために、炭鉱労働などを嫌って徴用拒否者も続出し、結局徴用令が機能した昭和十九年（一九四四年）九月より昭和二十年（一九四五年）年六月まで、動員計画の七九%しか送り出すことができなかった。

ある徴用工の手記

では、次に当時の徴用工の実生活について見てみよう。

釜山の「国立日帝強制動員歴史館」には東洋工業株式会社（現・マツダ株式会社）の「半島応徴士身上調査票」なるものが展示してある。同社もここでは「戦犯企業」の一つに名指しされているのだ。

実は、昭和十九年（一九四四年）十一月に徴用され、広島の本社で働いた鄭忠海という人物が「朝鮮人徴用工の手記」（河合出版）という本を書いており、徴用先での生活環境や仕事内容について詳細に記述している。その中の主要な証言を引用してみよう。

「新しい木造建ての寄宿舎があった。そこがこれから我々が寝起きする寄宿舎で、朝鮮応徴士たちを迎えるために新しく建てられた寄宿舎だという。二十畳程の広い部屋に、新しく作った絹のような清潔な寝具が十人分、きちんと整頓されており、片方には布団と私物をいれるのだろう、押し入れが上下二段になっている。住についてはまずまずだ」「食事は食卓の前に座っているとやがて各自の食事が配られた。飯とおかずの二つの器だ。飯とおかずは思いのほか十分で、口に合うものだった」「会社側では、我々朝鮮半島出身応徴士を迎えるに当たり、いろいろ神経を使ったようだ。」

全ての物資が窮乏していた昭和十九年末の時点で、彼らの待遇がいかに恵まれたものであったか日本人ならよくわかるだろう。

彼の証言によれば、正月には演芸会を開いて日本人と共に愉快に過ごしており、日本女性との恋愛も経験している。休暇もきっちりあり、休日に寮長の引率の下に、奈良市内の名所旧跡を見学した楽しい思い出も語っている。

昭和二〇年（一九四五年）五月に入ると、大東亜戦争の戦況はいよいよ悪化し、沖繩では激しい玉砕戦が繰り広げられ、起死回生を願って本土から神風特別攻撃隊が連日の如く出撃していた。このころの東洋工業における徴用工たちの様子を、彼は次のように回想している。

「寄宿舎内はいつも賑やかだった。（中略）どんなものでも求めてきて、煮たり焼いたりして酒盛りやみかんパーティー等がいつも繰り広げられていた。戦争中で決してお目にかかれないものでも、寄宿舎の中では珍しくなかった。彼らはどこかに行つて求めてくる。また多くの人が集まるところで欠かせないのが、賭け事だ。こちらの隅、あちらの隅で花札の六百やソツタがやられる。一月、二月月にあたる給料をみんなすつたとこぼす者も少なくなかった」

韓国が「戦犯企業」に指名した東洋工業で、朝鮮人徴用工はいつも賑やかに飲んで食べて、ばくちまでやっていたのだ。

やがて終戦を迎え、鄭忠海氏は帰国することになるが、船の出発に当たつて送別会が開かれ、日本人の舎監長が声をつまらせながら別れの言葉を述べ、彼は百人を代表して挨拶をしている。そして徴用工の誰もが、親しくなった町の人と別れを惜しみつつ出発したことがこの本に書かれている。

高額を稼いでいた朝鮮人炭坑労働者

もちろん、朝鮮人徴用工の誰もが鄭忠海氏のような環境にあつたわけではないだろう。炭坑や鉱山、あるいは建設現場で厳しい労働に従事した人々もたくさんいたことは事実である。しかし彼らは決して「ただ働

き」を強要されたわけではなく、それどころか多くの人々が大金を稼いでいた。特に炭坑のような危険な場所でも働く作業者の給与は極めて高く、昭和十九年頃に九州の炭鉱で支払われた賃金は、各種手当を含めて月収で百五十円〜百八十円、勤務成績のよいものは二百円〜三百円であつた。（『明日への選択』平成十四年十一月号「朝鮮人『強制連行問題』とは何か』より）三〇〇円といえば当時の軍隊では大佐クラスの給与に匹敵する額である。

当時の炭鉱での賃金算定は作業習熟度や出炭量などを基に厳格に計算されており、日本人と朝鮮人の間に賃金上の差別は全くなかつた。しかも同じ職種では朝鮮人徴用工の方が日本人徴用工より給料がよかつたと言われている。朝鮮から動員されてきた労働者は屈強な若者ばかりであり、それと比べて日本人の坑夫は高齢者が多く、体力に勝る朝鮮人労働者の給与が日本人を上回することは当然ありえただろう。

また、稼いだお金は朝鮮へ着実に送金されていた。当時ある炭鉱会社の人事担当者だった人物は次のように証言している。（『証言 朝鮮人強制連行』金養汀より）

「仕送りは会社のほうで強制的にやらせました。当時五十円から八十円位まででした。毎月五十円送金されると仔牛一頭毎月買える勘定になります。それを貧乏人に一カ月いくらで借すのです。牛二十頭持てば「両班」いわゆる金持ちなんですよ」

さらにこの人事担当者は事故死した朝鮮人坑夫には、二五〇〇円から三〇〇〇円という手厚い弔慰金が支払われていたことも証言している。

「朝鮮人虐待」はなかつた

それでも今の韓国の人々は「徴用工は日本の官憲によつて『強制連行』され、徴用先で日本人から虐待されていた」と信じて疑わず、本文冒頭に書いたような徴用工の「像」や「碑」を建て、韓国で発刊される数々

の書籍にも、日本人の残酷性がまことしやかに書かれている。
二〇一七年八月には、長崎県端島炭鉱の朝鮮人微用工をテーマにした映画「軍艦島」が韓国国内で封切られ、二週間で観客動員数六〇〇万人という記録を打ちたてたという。

この映画では、朝鮮人微用工が軍艦島の炭坑で奴隷労働を強いられ、言語に絶する虐待を受ける。幼い朝鮮人の女の子が慰安婦として性病検査を受けさせられる場面があり、大陸に連行された慰安婦が日本兵によって無残に虐殺される回想シーンも出てくる。

日本の敗戦が決定的となると、会社側は、虐待の事実を隠すために、朝鮮人全員の殺害を企図し、ラストは朝鮮人微用工と慰安婦が銃を取って日本兵を打ち倒し、船で軍艦島から脱出する。

この映画を制作した監督は「事実を描いた」と主張しており、映画の配給会社も「日本による微用工虐待の典型的事例である」と強調しつつ、世界中で上映を始めているのだ。

私は事実を確認するために軍艦島（本来の名前は端島）を訪問し、元島民の人々から直接話を聞くと共に一次資料を調査したが、映画の内容はやはり全くの作り話であることが判明した。端島に兵隊はおらず、銃もなかった。日本人も朝鮮人も坑内では運命共同体として一緒に働いており、共に高額の賃金を稼いでいた。朝鮮人の子供たちは日本人の子供たちと仲良く学校で学んでいた。住宅の差別も食料配給の差別もなく、日本人によるリンチなどあるはずがないと元島民は憤慨している。

終戦となり朝鮮の労働者が端島から帰国する時の様子を、元島民の一人は次のように私に語ってくれた。

「日本人も朝鮮人も別れを惜しみました。彼らが船に乗って端島を離れる時は、日本人全員が岸壁に集まって手を振り、彼らもまた見えなくなるまで手を振り続けました」

もし端島で朝鮮人が差別され虐待されたのなら、このような光景など絶対にあり得ない。

端島（軍艦島）の炭坑で働いた朝鮮人微用工も、東洋工業で働いた微用工と同じように日本人と深い情で繋がっていたのだ。当時は全国どこでもそれが当たり前だったのではないだろうか。

「微用工への年金支払拒絶」を隠した朴正熙大統領

日韓間の「補償問題」は後でも触れるように、昭和四〇年（一九六五年）六月に日韓基本条約に付随して締結された「日韓請求権・経済協力協定」によって「完全かつ最終的」に解決している。しかしそれならなぜこの問題で韓国ではこれほど日本を非難するのだろうか。

実はこの交渉の過程で日本政府は、戦前・戦中に日本の公官庁や企業などで働いていた朝鮮の人々に対して、個人的に年金を支払いたいと韓国政府に申し入れていたのだ。実際、台湾に関しては、神奈川県高座海軍工廠で微用工として働いた八〇〇〇人の台湾人に対して、日本政府は年金を支給している。日本の戦争を支えてくれたことへのお礼の意味もあった。彼らは日本からの年金にサポートされながら、同工廠で身につけた技術を生かして戦後の台湾の工業発展に大いに貢献している。

ところが韓国の朴正熙大統領は、「個人への補償は韓国政府の責任において行う。日本からのお金は韓国政府が一括して受け取る」と言って譲らなかつた。朴正熙としては、もし韓国人の人々が個々に日本から年金をもらうようになると、韓国人の心にもたまたま日本時代への郷愁が蘇り、韓国に対する忠誠心が薄れるのではないかと危惧したのだ。このため日本は、やむなく「経済協力」という形で韓国政府に一括してお金を支払うことになり、朝鮮統治に協力してくれた人々や、日本企業で働いた人々に対して、一銭の年金も支払うことが出来なくなってしまうのだ。

日本が個人に対する年金の支払いを申し入れ、それを朴正熙が拒否した事実は、その後も韓国側で公にされることはなかつた。そのため韓国政府から十分な補償を得られない人々の心に日本への恨みばかりが膨らみ、韓国世論もまた日本に非難の矛先を向けるようになったのが実態である。

補償問題は日韓請求権・経済協力協定で最終決着済み

前に述べた通り、日韓間の補償問題は一九六五年に日韓間で締結した「日韓請求権並びに経済協力協定」で最終解決しており、その第二条でも次のように確認している。

「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」（傍線は筆者）

そればかりではない。後日協定の解釈について齟齬が発生しないように公表された「協定についての合意された議事録」には次のように明記されている。

「完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された『対日請求要綱』（いわゆる八項目）の範囲に属する全ての請求が含まれており、したがって同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された。」

右の「いわゆる八項目」とは李承晩が日本に求めた補償金や請求権のリストであり、その五番目に「被徴用韓人の未収金」「戦争による被徴用者の被害に対する補償」「韓国人の対日本人又は法人請求」が列記されている。補償問題が最終決着したことを政府間でここまで明確に確認しており、これを反故にすれば韓国の国家としての信用は地に落ちるだろう。

共に大東亜戦争を戦った記憶を取り戻そう

しかしながら、反日感情が自家中毒し、「日本は朝鮮人を虐待した」と無条件で信じ込んでいる韓国の人々に対して、法理論で説得することは困難である。法律より「情」を優先する彼らの目には「薄情者」と映るだけだろう。また、いかに一時資料や証言を示して反論しても「でっちあげだ」と一蹴されればおしまいである。

それでも手をこまねいていては、徴用工問題が火を噴いて両国関係が破綻し、経済的にも政治的にも共倒れとなる可能性が高い。

ならばどうするか。それには何よりも戦後の李承晩の反日政策によって捏造された「日本統治＝植民地支配」という歴史観そのものを覆さねばならない。

日本統治時代の朝鮮半島における日本人の人口は全体の三％強に過ぎず、朝鮮の近代化を推進した主体はあくまで朝鮮人自身であった。

彼らは近代経済システムを日本に学び、日本から技術と資金を導入して、世界史でも類のない早い速度で朝鮮半島を古代社会から近代社会に脱皮させたのだ。それこそが大局から見た「朝鮮半島の真の歴史」である。我々はそのことをまず韓国の人々にしっかりと指摘しなければならぬ。

その上で日韓両民族が共に戦った大東亜戦争の「世界史における意義」を互いに再認識できれば、両国間のわだかまりは一挙に氷解するだろう。欧州で第二次大戦がはじまると、ルーズベルトは日本を開戦に追い込むために経済封鎖し、日本が到底受け入れられない内容の「ハルノート」を突き付けてきた。もはや日本が亡国を免れる道は、東南アジアに打って出てアジアの白人支配を打破し、諸民族を独立させて共存共栄をはかる以外に残されていなかった。

日本はついに立ちあがり、朝鮮の人々も大東亜戦争を執狂的に支持してくれた。多くの朝鮮の若者が日本軍に志願してアジア解放のために日本人と共に戦っている。昭和十七年（一九四二年）の朝鮮半島での志願者倍率は何と六二倍に達しているのだ。

兵士だけでない。この「聖戦」を支えるために朝鮮半島の多くの男性が「応徴士(徴用に応じた人)」として炭鉱や工場で懸命に働き、女性も「内地の女性に負けない」という気概を持って「女子挺身隊」に志願し、工場で汗を流してくれた。

戦闘には破れたものの、結果的に白人による植民地支配体制は崩壊し、人種平等の世界を実現することが出来た。日本人と朝鮮の人々は大東亜戦争を戦うことによって、人類の進歩に絶大な貢献をしたのである。短期間で近代化を達成し、さらに植民地を解放した偉大な祖先の血を受け継いでいることに、韓国の人々は是非自信と誇りを持ってもらいたい。

日本人も日教組教育によって刷り込まれた自虐史観から目覚め、これまで必要のない謝罪を繰り返して、韓国の人々を惑わしてきたことを深く反省すべきである。

日本人と韓国人が真実の歴史を取り戻し、自分たちの父祖に心から感謝の気持ちを持てるならば、徴用工問題もきつと「昔の苦勞話」としてお互いに語り合うことが出来るに違いない。韓国の人々の心に戦後植え付けられた日本人への「恨み」も消え去り、日韓両国民が手を取り合っ

てアジアをリードする日が来るのも夢ではなくなるだろう。

参考図書

- 『私の軍艦島記』加地英夫著(長崎文献社)
- 『証言 朝鮮人強制連行』金贊汀編著(新人物往来社)
- 『朝鮮人強制連行の記録』朴慶植著(未来社)
- 『朝鮮新話』鎌田澤一郎著(創元社)
- 『軍艦島に耳を澄ませば』長崎在日朝鮮人の人権を守る会編(社会論評者)
- 『軍艦島 奇跡の産業遺産』黒沢永紀著(実業之日本社)
- 『軍艦島入門』黒沢永紀著(実業之日本社)
- 『軍艦島の遺産』後藤恵之輔・坂本道徳著(長崎新聞社)
- 『燃ゆる孤島』内田好之著(芸芸社)
- 『記憶の「軍艦島」』綾井健(リーブル出版)
- 『軍艦島(上)』韓水仙著(作品社)
- 『軍艦島(下)』韓水仙著(作品社)
- 『軍艦島—恥ずかしい世界文化遺産』尹ムニョン著(ウリ教育)
- 『地獄の島 軍艦島』金ヨンスク著(ブルビット社)

- 『写真記録』筑豊・軍艦島朝鮮人強制連行、その後」林えいだい著(菖書房)
- 『足で見た筑豊 朝鮮人炭坑労働の記録』金光烈著(明石書店)
- 『ゆずりたかりの国家』西岡力著(ワック)
- 『慰安婦と戦場の性』秦郁彦著(新潮選書)
- 『軍隊と性暴力—朝鮮半島の20世紀』宋連玉、金栄編著(現代資料出版)
- 『軍艦島と連合艦隊』小里岳紫著(芸芸社)
- 『長崎遊学4』長崎文献社編集 軍艦島研究同好会監修(長崎文献社)
- 『新長崎市史第三巻近代編』長崎市史編纂委員会編
- 『歴史を偽造する韓国』中川八洋著(徳間書店)
- 『数字が語る在日韓国人・朝鮮人の歴史』森田芳夫著(明石書店)
- 『在日朝鮮人関係資料集成第五巻』朴慶植編(三一書房)
- 『植民地朝鮮の研究』杉本幹夫著(展転社)
- 『端島(軍艦島)』長崎市高島町編集・発行

参考論文及び記事

- 『炭坑誌』長崎県石炭史年表 前川雅夫編
- 『評論』平成二二年九月号「朝鮮人「強制連行」説の虚構」西岡力
- 『Handa』平成二九年一〇月号「韓国の大作映画『軍艦島』徴用工の嘘」西岡力
- 『Handa』平成二九年一〇月号「徴用工は不幸だったのか① 軍艦島」鄭大均
- 『Handa』二〇一七年二月号「朝鮮人は不幸だったのか② 戦時動員」鄭大均
- 『明日への選択』平成十四年十一月号「朝鮮人「強制連行問題」とは何か」
- 『SAPIO』平成二九年一〇月号「国家戦略として歴史を捏造する韓国とどう付き合っべきか」櫻井よしこ
- 『SAPIO』平成二九年一〇月号「慰安婦像、徴用工像を作って世界に拡散させるキム夫妻を直撃」竹中明洋
- 『産経新聞』平成二九年二月四日付「美しき勁き国へ」櫻井よしこ
- 『JAPANISM』平成二八年 vol.32「世界遺産『軍艦島』を反日プロパガンダの道具にするな」(小川茂樹氏)
- 『正論』平成二九年九月号「世界遺産『軍艦島』を韓国映画の捏造から守ろう」杉田水脈
- 『正論』平成三〇年一月号「徴用工が韓国の近代製鉄所を作った」安部南牛
- 『歴史通』平成二九年四月号「韓国『日帝強制動員歴史館』の嘘八百」三輪宗弘
- 『映画「軍艦島」はフェイクを示唆する、これだけの証拠』崔碩栄のサイト
- 『端島(軍艦島)における聞き取り調査及び現地調査』後藤恵之輔・森俊雄・坂本道徳・小島隆行(長崎大学工学部研究報告第35巻平成一七年三月発行)
- 『長崎純心比較文化学会会報第5号』『軍艦島』論のためのノート」長野秀樹